

奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二号

奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「試験品の採取量」を「検査」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第五条第二項に規定する申請書は、検査申請書（第一号様式）とする。

第三条を次のように改める。

（食品衛生管理者の選任等）

**第三条** 法第四十八条第八項の規定による届出は、食品衛生管理者選任（変更）届（第二号様式）により行うものとする。

第四条第一項中「第三条第十三号の規則で定める水質基準」を「別表第一第四号カ(1)及び別表第二第四号の飲用に適する水」に改め、「。以下「告示」という。」を削り、「該当すること」を「係る規格に適合するもの」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例別表第一第六号エの規則で定める要件は、別表第二のとおりとする。

第四条に次の一項を加える。

3 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業で自動車において営業をする場合に係る条例別表第一第六号クの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 条例別表第一（第四号エ、ク、サ及びタ並びに第六号を除く。）の基準を満たすこと。

二 次に掲げる営業の区分に応じ、一日の営業においてそれぞれに定める量の水を供給し、かつ、排水を保管することができる貯水設備を有すること。

ア 簡易な営業 約四十リットル

イ 大量の水を要しない営業 約八十リットル

ウ 大量の水を要する営業 約二百リットル

第六条を次のように改める。

(営業の許可の申請等)

**第六条** 法第五十五条第一項の許可(以下「営業許可」という。)の申請及び法第五十七条第一項の規定による届出(以下「営業の届出」という。)は、営業許可申請書・営業届(新規、継続)(第三号様式)により行うものとする。

第七条中「法第五十二条第一項の規定による許可(以下「営業許可」という。)」を「営業許可」に、「第七号様式」を「第四号様式」に、「第八号様式」を「第五号様式」に改める。

第九条第一項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる営業に係る営業許可の有効期間は、五年とする。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業(露店形態の営業をする場合に限る。

二 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業及び同条第九号に規定する食肉処理業(自動車を利用して営業をする場合に限る。

三 令第三十五条第二号に規定する調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、かつ、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

第十条の見出し中「許可申請事項」を「許可申請事項等」に改め、同条第一項中「申請事項の」を削り、「営業許可申請事項変更届(第九号様式)」を「営業許可申請書・営業届(変更)(第六号様式)」に改め、同条第二項中「当該変更が営業設備の主要に係る場合にあつては、前項」を「営業許可を受けた者が前項の届出をする場合であつて、当該変更が営業設備に係るものであるときは、同項」に改め、同条第三項を削る。

第十一条第二項中「第十号様式」を「第七号様式」に改める。

第十二条第二項中「第十一号様式」を「第八号様式」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを「(廃業の届出)」に改め、同条第一項を次のように改める。

施行規則第七十一条の二に規定する届出書は、営業許可申請書・営業届(廃業)(第十号様式)とする。

第十三条第二項中「前項の届出書には」を「営業許可を受けた者が前項の届出書を提出する場合は」に改め、同条第三項中「受けた者」の下に「又は営業の届出をした者」を加え、「第五十三条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第十四条とする。第十二条の次に次の一条を加える。

(地位の承継)

**第十三条** 法第五十六条第二項の規定による届出は、地位承継届(第九号様式)により行うものとする。

第十五条から第十七条までを削る。

第十八条中「前条に規定する」を「法、令、施行規則、省令第五十二号、条例又はこの規則の規定により知事に提出する」に改め、同条を第十五条とする。

別表第一の二中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

別表第二を次のように改める。

**別表第二**(第四条関係)

一 屋根を設け、調理又は加工をする設備にはこりが入らない構造であること。

二 清掃、洗浄及び消毒(以下「清掃等」という。)を容易に行うことができる構造であること。

三 作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる照明設備を必要に応じて有すること。

四 次に掲げる営業の区分に応じ、一日の営業においてそれぞれに定める量の水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水又は飲用に適する水を供給し、かつ、排水を保管することができる貯水設備を有すること。

ア 調理又は加工に水を使用する営業 約四十リットル

イ ア以外の営業 約二十リットル

五 従業者の手指の洗浄及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を有すること。

六 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応

じて有すること。

七 原材料の種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる設備を有すること。

八 次に掲げる要件を満たす廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備を有すること。

ア 不浸透性の材料で作られていること。

イ 十分な容量を備えていること。

ウ 清掃がしやすいこと。

エ 汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

九 食品の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。

十 作業に応じた機械器具等を備え、食器は、原則として使い捨てのものであること。

十一 食品に直接接触れる機械器具等は、耐水性の材料で作られ、洗浄が容易であり、及び熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

十二 冷蔵、冷凍等を行う設備には、温度計を備えること。

十三 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備えること。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とする。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

整理番号：  
※届出者による記載は不要です。

殿

### 食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第8項の規定により届け出ます。（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目（二重線枠内項目）は、記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生			
施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
施設の名称、屋号、商号			
令第13条に規定する食品又は添加物の別		①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳      ⑤魚肉ハム      ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳      ⑥魚肉ソーセージ      ⑨マーガリン      ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品      ⑦放射線照射食品      ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

## 【表面：許可・届出共通】

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

## 営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	年 月 日生		
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

**【裏面：許可のみ】**

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/>
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

第四号様式から第六号様式までを削る。

第七号様式中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「次の条件を付けて許可した」を「許可した」に、「  
「  
許可有効期限  
」  
許可有効期限  
」  
を  
」  
条件  
」  
備考  
」

に改め、同様式を第四号様式とする。

第八号様式中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同様式を第五号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。



**【表面：許可・届出共通】**

※**二重線枠内**は、変更がある項目のみ記載してください。

※変更がある項目は、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

**営業許可申請書・営業届（変更）**

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第71条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）		
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
添付書類	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

第九号様式を削り、第十号様式を第七号様式とし、第十一号様式を第八号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

## 地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（第56条第2項・第57条第2項）の規定により届け出ます。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	被相続人との続柄	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図 <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
備考			

## 【表面：許可・届出共通】

※太線枠内は、必ず記載してください。

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

## 営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第71条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		



第十二号様式から第十七号様式までを削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号の営業を行う施設に係るこの規則による改正前の奈良県食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第四条に規定する基準については、当該許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている許可証等で効力を有するものについては、この規則による改正後の奈良県食品衛生法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている書類は、新規則の相当規定により提出されたものとみなす。